

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

### 住民監査請求について（通知）

令和 8 年 4 月 6 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

#### 記

#### 第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

横山英幸大阪市長（以下「横山市長」という。）が任期途中で辞任し、令和 8 年 2 月に市長選挙が実施された。

横山市長は、今回の市長選挙を、大阪都構想再挑戦の是非を問うためとしているが、同構想は既に 2 回の住民投票で否決され、民意は確定しているため、改めてその是非を問う必要性はない。

仮に、大阪都構想再挑戦の是非を問う必要性があるとしても、以下の理由において、市長選挙を行う必要性はなく、かつ、選挙の方法が不当である。

- ・ 任期満了に伴う市長選挙は令和 9 年 4 月に行われることとなっており、再選後の市長の任期は従来どおり令和 9 年 4 月までであるため、再度選挙が必要となり、今回の選挙費用は公費の無駄遣いである。
- ・ 大阪都構想を再々提案するならば、前回との相違等、新しい構想について説明し、市民の判断を仰ぐべきであるが、その説明がない。
- ・ 大阪市長選挙は、大阪市の代表者・統括責任者を選ぶ選挙であり、特定の政策の是非を問うものではない。
- ・ 突然の抜き打ち的選挙であったことから、他の陣営において選挙準備が不可能であり、実質的に有力な対立候補の立候補を排除し、市民に選択の余地を与えない、無意味かつ不当な選挙である。

以上のとおり、横山市長は、私利私欲、党利党略である大阪都構想をすすめるため、不

要かつ不当な市長選挙を実施し、選挙費用その他辞任に伴う諸経費に多額の公金を不当に支出させ、大阪市民に損害を与えたものである。

よって、その損害の賠償を横山市長に求める。

## 第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

### 1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大阪都構想の是非を問うものとされた本件選挙について、その是非を問う必要性がないこと、また、仮に是非を問うことが必要としても、再選後の市長の任期は従来どおり令和9年4月までであるため、再度選挙が必要となり、今回の選挙費用は公費の無駄遣いであることや、本件選挙は特定の政策の是非を問うべきものではないこと、急な選挙の実施により、実質的に対立候補の立候補が阻害され、市民に選択の余地が与えられなかったこと等を理由に、本件選挙は不当に実施されたものであり、その選挙に係る費用の支出は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人の主張については、市長選挙に係る費用の支出という財務会計上の行為の前提となる本件選挙について、その時機や手法等に対する請求人の見解又は評価を述べるものであり、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは認められない。

以上のことから、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

### 2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。